

山江村農業委員会委員募集要項

1 募集人数 8名

2 任用期間 委嘱日(令和8年7月20日)から令和11年7月19日まで

3 身分

山江村の特別職の非常勤職員

(地方公務員法第3条第3項第2号及び農業委員会に関する法律第4条第2項に基づく)

4 職務内容

総会(※)に出席し、農地の権利移動や農地転用許可についての審議・判断を行う

農地転用許可の現地確認や耕作放棄地解消、違反転用の是正指導等を行う

農地の利用・集積化に向けた現地調査等、農地利用最適化推進委員と協力し現場活動を行う

地域計画の実質化に向けた取り組みとして地域農業者と話し合う 等

※総会(会議)は毎月1回、10日前後に開催します。

5 委員報酬

山江村報酬及び費用弁償に関する条例による

会 長 年額 275,000 円

職務代理者 年額 247,000 円

委 員 年額 225,000 円

※会長・職務代理者は委員の互選による

6 推薦を受ける者・応募する者の資格

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者。

ただし、次のいずれかに該当する場合は除く。

(1) 農業委員と兼職を禁止されている職にある者

(2) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

(3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

7 募集期間 令和8年3月10日(火)から令和8年4月9日(木)まで

(平日の午前8時30分から午後5時)

8 推薦及び応募に係る手続き等

既定の申込書に必要事項を記入し、郵送または持参により農業委員会事務局へご提出ください。

推薦・応募に係る書類等については農業委員会事務局及び産業振興課窓口を設置しています。

また、山江村役場ホームページからもダウンロードできます。

山江村役場 HP <https://vill.yamae.lg.jp/>

9 手続きの際の注意事項

- FAX 及びメールによる提出は受け付けません。
- 推薦を受けた者及び募集に応じた者の情報は公表します。(下記、「10 情報の公表」参照)
- 郵送による提出は募集期限までに農業委員会事務局に必着するよう送付してください。
(※募集期限:令和8年4月9日(木) 午後5時)
- 個人による推薦には、農業者等3名以上の推薦者が必要です。
- 農業委員と農地利用最適化推進委員は併願できますが、兼務できません。

10 情報の公表

募集期間の中間及び終了後に、山江村ホームページ及び掲示板に以下の内容を公表します。

- (1) 推薦を受けた者及び募集に応じた者の氏名、職業、年齢等
- (2) 推薦を受けた者の数及びそのうちの認定農業者等の数
- (3) 募集に応じた者の数及びそのうちの認定農業者等の数

11 選任方法

山江村農業委員候補者評価委員会が、提出された申込書をもとに候補者の評価を行い、村へ意見を報告します。

村は、意見を参考に農業委員候補者を決定し、山江村議会の同意を得たうえで、農業委員を選任します。

※選任の際は年齢・性別等に著しい偏りが生じない(女性や青年の積極的な登用)よう配慮いたします。

12 個人情報の取り扱い

推薦又は応募により取得した個人情報については、保護・管理に十分留意するとともに、候補者の選考以外の目的に使用することはありません。

13 問い合わせ及び申込書提出先

〒868-8502 山江村大字山田甲 1356 番地 1

山江村農業委員会事務局(山江村役場内)

電話 0966-23-3613